

平成30年度

「商工会は行きます 聞きます 提案します」

川本町商工会情報誌 No.242

平成30年6月発行

SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855) 72-0123 FAX (0855) 72-2516

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

HP: http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



新役員体制が決まりました！！

(H30.6.1~H32.5.31)

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
会長	伊藤 義武	理事	小畑 亮二	理事	小野 幸則
副会長	出合 和広	理事	坂根 秀彦	理事	本山 真也
副会長	本山 修二	理事	木村 俊晃	理事	福村久美子
専務理事	市原 敏雄	理事	上里 康弘	理事	多々良真弓
理事	三好 正師	理事	森田 仁	監事	渡邊 正直
理事	正田 隆司	理事	山根 剛	監事	表 隆志
理事	表 輝夫	理事	木村 孝司		

<新会長からのご挨拶>

この度、平成30年度商工会通常総会に於いて三年間の会長を仰せ付けられました、伊藤でございます。新役員を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、岡田前会長には、平成18年度より12年間の長きに渡り会長を務めて頂きました。この間には過疎化の進行に伴い、町内事業者の事業収益も減少する中で、また、更には今年の3月には、三江線が廃止となりました。このような社会状況に於いても、岡田前会長は事業継続の先頭に立って我々会員を牽引してこられました。

今後も更に厳しい社会状況は変わりませんが、岡田前会長には、今後とも我々商工会員へご助言を頂きますようお願い申し上げます。

さて、総会の新年度事業計画の中でも触れましたが、商工会の商業振興においては、川本町の町づくりと言う大きな視点から事業を推進していきたいと考えて居ります。我々新役員は、私をはじめ、まだまだ力不足ではありますが、一生懸命に役を務めさせて頂きたいと思っておりますので、会員の皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



伊藤義武

川本町商工会 会長

町の恒例イベント 2018 ええなあまつりかわもと 開催決定！

7月28日(土)

花火大会 灯ろう流し
20:00~

<中央通り特設ステージ>
司会：三上貴子さん
(川本町出身)

- ・中央高校吹奏楽部
えごはちゃんと共演！
- ・よさこい
- ・劇団かわもと塾
「スコープ三味線」
- ・Def step(キッズダンス)
- ・江川太鼓&よさこい
- ・因原神楽団「鍾馗」



(旧石見川本駅周辺)
レールバイク
缶バッジ制作



雨天時、7月29日(日)に
花火のみ開催。

露店・出店
もあります！

よしもと所属
島根県住みます芸人
奥村準也さん
お笑いライブ！

ええなあまつりかわもと 出店募集について

露店出店者を募集しています！

出店料 : 町内者 1500円
(町外者 2800円)

道路使用料 : 2200円

申込書類 : 免許証の写し
印鑑

* 出店申込書、確約書等
の申込み用紙は商工会にございます

申込み〆切

平成30年6月22日(金)

- ・出店料・道路使用料、
- ・免許証の写し・印鑑

をご準備の上、商工会まで。



社会保険適用事業所の皆様

7月1日現在における社会保険被保険者の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出する必要があります。保険料の計算や、将来受け取る年金額の計算の基礎となるものです。期日までに、日本年金機構に提出をお願いします。

提出期間：平成30年7月2日(月) ~ 7月10日(火)まで



労働保険

川本町商工会に
労働保険の事務委託をされている
事業所の方へ

労働保険料 第1期分徴収 について

労働保険料の第1期分の徴収を、

7月2日(月)

に指定口座から引落します。

詳細については、
別途案内のハガキ
をご覧ください。



源泉所得

【7月10日(火)】

源泉所得税の納付時期です！



納期の特例について
おさらい

納付期限には原則、特例があります。原則として徴収した日の翌月10日が納期限となっています。

ただ、毎月納付するのは事務的に煩雑になりますので、常時給与の支払いをする人が10人未満の事業所で、税務署に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出すれば、半年に一度の納付で済みます。

知的総合支援窓口

中小・中堅企業の皆さんへ

あなたの会社の事業成長に知的財産を活用しませんか？

●知的総合支援窓口とは・・・

中堅・中小・ベンチャー企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口です。

商品デザイン

屋号

アイデア

新しい技術



営業上の
情報ノウハウ

商品ネーミング

ロゴマーク

訪問による支援も
実施します！

●各分野の専門家が、訪問や窓口で、**無料**アドバイス！
秘密厳守！

弁護士
中小企業診断士
デザイナー
ブランド専門家
海外知財専門家
法改正専門家



支援事例をHPで紹介中！！



利用者の声もたくさん！

知財ポータル 検索

全国共通ナビダイヤル
0570-082100

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口
自動的におつながいたします。

新卒者等の求人について

新卒者等の求人を検討中の皆さまへ

ハローワークの「求人申込書（大卒等・高卒）」の様式を変更し、新たに「青少年雇用情報欄」を加えました。

ハローワークへ新規学校卒業者向けの求人を提出する際「青少年雇用情報欄」が入った新しい様式を使用してください。

*「青少年雇用情報シート」を提出する必要がなくなります。



新規学校卒業者の就職内定率は高い水準を維持しているものの、県内事業所への就職割合は伸び悩みが見られ、若者の「県内就職」と「職場定着」を進めるために魅力ある職場づくりが求められています。

情報提供項目

1 募集・採用に関する情報	①過去3年度の新卒採用者数・離職者数、②過去3年度の新卒採用者数の男女別人数、③平均継続勤務年数 ※参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。
2 職業能力の開発・向上に関する状況	①研修の有無及び内容、②自己啓発支援の有無及び内容、③メンター制度の有無、④キャリアコンサルティング制度の有無及び内容、⑤社内検定等の制度の有無及び内容
3 職場への定着促進に関する状況	①前年度の月平均所定外労働時間、②前年度の有給休暇の平均取得日数、③前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）、④役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

職場情報提供のメリット

職場情報を提供することで、次のようなメリットが期待されます！

新規学卒者等の応募意欲	入社後の職場定着	信用力、企業イメージ
就職後の働き方に対するイメージがより具体的に湧くことで、新規学卒者等の応募意欲が高まり、求人への応募数が増加します。	職場情報を事前に把握した上での入社が可能となることで、ミスマッチによる早期離職を防ぐことができ、入社後の定着率向上につながります。	企業情報の「見える化」が図られることで、透明性が高い企業との評価が得られ、企業イメージが向上します。

平成30年度中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業

事業主の皆様へ

**出産後
職場復帰奨励金をご活用下さい**

奨励金20万円
または10万・40万円

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等。（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。）

支給要件 ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）（例）サービス業の会社（従業員数100人）の、A営業所（40人）は対象となりますが、B営業所（60人）は対象外となります。
・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること

事業者への支給額 出産後復職した従業員の休業期間が
①育児休業17か月以上 40万円/人
②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人
③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人

申請期間 従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。